

懲罰処分(出場停止処分)についてのアンケート

大会名	KYFA 第27回 九州大学女子サッカー選手権大会	
チーム名		
連絡担当者		
連絡先	(携帯)	(E-mail)
対象となる懲罰処分者	(処分が未消化で対象が本大会になる者) <div style="text-align: center; font-size: 1.2em;">有 ・ 無</div> (いずれかに○で囲んでください)	

対象となる懲罰処分者が「有」の場合はご記入下さい

懲罰処分対象選手・役員名			
懲罰を受けた試合日	年	月	日
大会名称			
懲罰内容	(例: 得点機会阻止のため直近の公式戦 1 試合出場停止など)		
出場停止期間	(長期期間の場合例: 2ヶ月以上出場停止など)		

※懲罰処分者の有無に関わらず、全チームご提出頂けますようお願い致します。

※懲罰処分対象者が複数の場合は、本書類をコピーの上、ご提出頂けますようお願い致します。

※提出期限後に懲罰処分対象者が出た場合はその都度ご連絡ください。

〈参考〉 (公財)日本サッカー協会 規約・規程〔別紙2〕

『懲罰基準の運用に関する細則』より抜粋

第4条〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕

退場による公式試合の出場停止処分は、同一競技会における直近の試合に適用されるものとする。処分が複数試合の場合は、順次、当該同一競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。

第6条〔同一競技会にて消化しきれなかった出場停止処分の持ち越し〕

1. 第4条による出場停止処分が、同一競技会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。
2. 前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての異なる競技会間の伝達に関しては、当該処分の通知を受けた選手等及びその所属するチームが連帯して責任を負うものとする。

第9条〔複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化〕

選手等が、複数のチーム(選抜チームや年齢制限付チーム等)にて競技会に出場する場合も前各条が適用され、出場停止処分は同一競技会にて順次消化されるものとする。この場合、一方のチームの選手として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする。